

令和4年4月11日

保護者 様

浅口市立鴨方西小学校
校 長 三浦 嘉子

気象警報発令時の対応について

このことについて、児童の安全を確保するために下記のように対応いたしますので、よろしく願いいたします。

記

- 1 午前7時の時点で浅口市に「気象警報」（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のいずれかの特別警報か警報）が発令されている場合には、**臨時休業**とします。
 - ・警報が井笠地区に発令されている場合、浅口市に発令されているかどうかを確認してください。
 - ・午前7時を過ぎて警報が解除されても、その日は臨時休業となります。
- 2 登校後、警報が発令された場合は、状況を見て下校させることがあります。
 - ・発令された時間帯により、安全のために普段と下校時刻が異なる場合や、やむを得ず給食を中止し、早く下校する場合があります。
 - ・あらかじめ昼食や家の鍵などについてご家族で話し合っておいてください。
 - ・この場合、PTA補導交通部の連絡網によって、各地区に連絡するとともに、緊急配信メールによって、登録されている保護者に連絡をします。
- 3 原則として、警報が発令されても、警報が解除されても、学校からの連絡はいたしません。
- 4 警報が発令されていなくても、地区により出水や道路の破損、積雪などで通行不能や、崖崩れ、構造物等の倒壊等の危険がありますので、そのような場合には、保護者の判断で自宅待機させ、危険な状況等を学校へ連絡してください。
(Tel 44-2015)
- 5 臨時休業した翌日は、登校する日の曜日の時間割を用意して登校させてください。
- 6 電話の場合、連絡に時間がかかることが予想されます。緊急配信メールの登録をぜひお願いします。
 - ・電話によるお問い合わせは、ご遠慮ください。学校の電話回線がふさがってしまい、必要な連絡が取れなくなる場合が生じます。